

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー
着地型旅行商品造成支援金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）が、長野市の地域資源を活用した観光促進を目的として、市内の観光施設等を組み込んだ旅行商品を実施する旅行事業者に対し、着地型旅行商品造成支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行事業者及び旅行商品)

第2条 支援金の交付対象となる旅行事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けている者とする。

2 支援金の交付対象となる旅行商品とは次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 募集型及び受注型の企画旅行であること。
- (2) 長野市内の観光を目的とした旅行であること。ただし、長野市外の観光地を行程に含めてかまわない。
- (3) この法人が指定する観光施設、観光イベント、体験等の観光事業者が提供する観光素材やサービスを2つ以上含むものであること。（別紙「指定施設一覧」に記載）
- (4) 支援金の交付を受けるに当たり、この法人から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 国または地方公共団体が主催する視察または研修旅行及び宗教活動または政治活動を目的とした旅行でないこと。

(支援対象期間)

第3条 令和8年4月1日から令和9年3月10日までに出発する商品を対象とする。ただし、支援金額が予算に達した場合、上記期間にかかわらず事業を停止または終了することがある。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、送客実績に応じ、参加者1名あたり1,000円とする。ただし、第2条の2(3)に規定する観光素材の内、この法人が重要素材として指定する素材を組み込んだ商品の場合は、参加者1名あたり2,000円を支援金額とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする旅行事業者は、着地型旅行商品造成支援事業申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、旅行実施前までに公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表（任意の形式）
- (2) (1) 行程表に旅行代金が記載されていない場合、旅行代金を記載した書面等
ただし、受注型の企画旅行の場合は(2)の提出は求めない。

2 前項の申請に伴う費用は全て旅行事業者の負担とする。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条第1項に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められるときは、着地型旅行商品造成支援金交付決定通知書（様式第2号）により旅行事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、支援金交付の決定を受けた後において、以下の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止申請書（様式第3号）を理事長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 支援金申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該旅行企画を中止したとき。

(実績報告と支援金の請求)

第8条 申請者は、当該旅行が終了した日から30日以内若しくは第6条に基づく決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付し、着地型旅行商品造成支援金実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）、及び支援金請求書（様式第5号）、その他必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる旅行商品の実施明細書（最終旅行日程表等）
- (2) 参加者数が確認できる証明書類（施設利用料等の請求書や領収書の写し等）

(支援金額の確定及び交付)

第9条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の額を確定し、速やかに支援金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第10条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 認定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく理事長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。